

【数値例】「満期保有目的」の債券への償却原価法の一律適用の合理性の検証

A社は2007年4月1日に甲社発行の社債（券面額10,000万円、償還期限3年、約定年利子率4.5%、利払い日は年1回で3月末日）を9,864万円で購入した。A社はこの社債を満期保有目的の債券に分類した。この場合の取得価額と券面額の差額はすべて金利調整を意味したとする。2008年3月末日になって市場利子率が、(a) 6%に上昇した場合、(b) 4%に下落した場合、甲社の社債の時価の理論値はいくらになるか？ なお、市場利子率は2008年4月1日以降、償還日まで不変と見込まれている。また、甲社債券の信用リスクも不変とする。

ケース (a) の場合の甲社社債の時価の理論値（2008年3月末時点で期間2年、約定年利子率4.5%の社債を発行する場合の発行価格の理論値）は次のとおりである。

$$\frac{450}{1+0.06} + \frac{450+10,000}{(1+0.06)^2} = 9,725$$

次に、ケース (b) の場合の甲社社債の時価の理論値（同上）は次のとおりである。

$$\frac{450}{1+0.04} + \frac{450+10,000}{(1+0.04)^2} = 10,094$$

同様の方法で2009年3月31日、2010年3月31日の時価の理論値を求めると、この社債の償還期限までの各決算日現在の償却原価、時価の理論値はそれぞれ次のようになる。

	2008.3.31	2009.3.31	2010.3.31
償却原価	9,907	9,952	10,000
時価（理論値）：			
ケース (a) の場合	9,725	9,858	10,000
ケース (b) の場合	10,094	10,048	10,000

図 債券の保有目的の変更の種類

変更後 変更前	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的有価証券	<p>[タイプ A]</p> <p>(改訂前) 原則不可。ただし、特定の状況の下で可</p> <p>(改訂後) 流動性が極端に低下した場合は可</p>	<p>[タイプ B]</p> <p>(改訂前) 不可</p> <p>(改訂後) 流動性が極端に低下し、かつ満期保有目的の定義、要件を満たした場合は可</p>
その他有価証券		<p>[タイプ C]</p> <p>(改訂前) 不可</p> <p>(改訂後) 流動性が極端に低下し、かつ満期保有目的の定義、要件を満たした場合は可</p>